

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	LU11439株を利用して生産されたリボフラビン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年1月6日付け厚生労働省発食安0106第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の第1章総則第3対象となる添加物及び目的に規定される「組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物のDNAのみである場合」に該当することから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断した。 （平成24年4月5日府食第340号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年4月5日、申請者に対して通知  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（スイートコーン）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年12月13日付け厚生労働省発食安1213第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成24年4月12日府食第365号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成24年5月7日、食品の規格基準に関する告示を公布  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統（食品）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年7月5日付け厚生労働省発食安0705第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成24年4月26日府食第453号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年5月30日、食品の規格基準に関する告示を公布  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統（飼料）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成22年7月5日付け22消安第3188号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。 <評価書「食品健康影響評価」抄> ただし、アリルオキシアルカノエート系除草剤で処理された飼料の管理については、わが国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。 （平成24年5月10日府食第489号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年7月5日、家畜に対する安全性について農業資材審議会飼料分科会にて審議 平成24年7月5日、農業資材審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年9月27日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 なお、飼料中の残留農薬については、残留実態をモニタリングしている。  <b>（施策の概要）</b>  <b>【リスク評価結果との関係】</b>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度下期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グルホシネート耐性及びチヨウ目害虫抵抗性ワタGHB119系統（食品）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年2月21日付け厚生労働省発食安0221第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成24年5月31日府食第544号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年7月10日、食品の規格基準に関する告示を公布  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グルホシネート及びチョウ目害虫抵抗性ワタGHB119系統（飼料）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年2月21日付け22消安第8975号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。 <評価書「食品健康影響評価」抄> ただし、除草剤グルホシネートで処理した飼料の管理については、わが国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。 (平成24年6月7日府食第564号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年7月5日、家畜に対する安全性について農業資材審議会飼料分科会にて審議 平成24年7月5日、農業資材審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年9月27日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 なお、飼料中の残留農薬については、残留実態をモニタリングしている。  (施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性ワタCOT67B系統（食品）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年4月6日付け厚生労働省発食安0406第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成24年6月21日府食第599号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年7月19日、食品の規格基準に関する告示を公布  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性ワタCOT67B系統（飼料）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成22年4月6日付け22消安第14893号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。 （平成24年6月28日府食第626号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月20日、家畜に対する安全性について農業資材審議会飼料分科会にて審議 平成22年12月20日、農業資材審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年7月23日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。  （施策の概要）  <b>【リスク評価結果との関係】</b>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—



**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統（食品）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年12月1日付け厚生労働省発食安1201第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成24年6月21日府食第600号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年7月19日、食品の規格基準に関する告示を公布  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統（飼料）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成21年12月1日付け21消安第9899号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。 （平成24年6月28日府食第627号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年12月20日、家畜に対する安全性について農業資材審議会飼料分科会にて審議 平成22年12月20日、農業資材審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年7月23日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。  <b>（施策の概要）</b>  <b>【リスク評価結果との関係】</b>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ（DP-356043-5）（食品）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年3月6日付け厚生労働省発食安0306第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第4条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成24年6月28日府食第628号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年7月19日、食品の規格基準に関する告示を公布  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	GLU-No. 5株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年4月6日付け厚生労働省発食安0406第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって、「GLU-No. 5株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 （平成24年7月23日府食第682号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年7月25日、申請者に対して通知  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統（食品）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月11日付け厚生労働省発食安1011第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成24年8月20日府食第742号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年9月25日、食品の規格基準に関する告示を公布  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統（飼料）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年10月11日付け23消安第3555号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。 <評価書「食品健康影響評価」抄> ただし、除草剤グリホサートで処理された飼料の管理については、わが国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。 (平成24年8月27日府食第754号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年12月11日、家畜に対する安全性について農業資材審議会飼料分科会にて審議 平成24年12月11日、農業資材審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年3月5日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 なお、飼料中の残留農薬については、残留実態をモニタリングしている。  (施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

## 【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	pLPL株を利用して生産されたホスホリパーゼ
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年6月8日付け厚生労働省発食安0608第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）第1章総則第3「対象となる添加物及び目的」に規定する「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断した。 （平成24年9月3日府食第770号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年9月5日、申請者に対して通知  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	pPDN株を利用して生産されたホスホリパーゼ
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年6月8日付け厚生労働省発食安0608第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）第1章総則第3「対象となる添加物及び目的」に規定する「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断した。 （平成24年9月3日府食第771号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年9月5日、申請者に対して通知  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	



**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	PHE1213株を利用して生産されたL-フェニルアラニン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年5月8日付け厚生労働省発食安0501第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって、「PHE1213株を利用して生産されたL-フェニルアラニン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 （平成24年9月24日府食第841号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年9月24日、申請者に対して通知  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	